

呉市教育大綱

〈令和3年度～令和7年度〉

呉市
令和3年3月

1 呉市教育大綱について	
(1) 教育に関する大綱の概要	1
(2) 呉市教育大綱の策定	1
(3) 呉市長期総合計画と呉市教育大綱の関係	1
(4) 計画期間	1
2 目標	2
3 各分野における施策・取組	
学校教育の充実	
1 現状・課題	3
2 施策と取組	
(1) 義務教育の充実	
① 施策の方向	3
② 主な取組	4
(2) 高等学校教育の充実	
① 施策の方向	4
② 主な取組	4
(3) 安全・安心な教育環境の充実	
① 施策の方向	5
② 主な取組	5
文化の振興	
1 現状・課題	6
2 施策と取組	
(1) 文化芸術の振興	
① 施策の方向	6
② 主な取組	6
(2) 文化財の保存・活用	
① 施策の方向	6
② 主な取組	7
スポーツの振興	
1 現状・課題	8
2 施策と取組	
(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	
① 施策の方向	8
② 主な取組	8
(2) 競技スポーツの振興	
① 施策の方向	9
② 主な取組	9
(3) スポーツ環境の整備	
① 施策の方向	9
② 主な取組	9
生涯学習の推進	
1 現状・課題	10
2 施策と取組	
(1) 生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興	
① 施策の方向	10
② 主な取組	10
【参考資料】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	11

1 呉市教育大綱について

(1) 教育に関する大綱の概要

地方公共団体の長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます。）を定めることとされています。

また、教育大綱を定めるに当たっては、あらかじめ地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議において協議を行うこととされています。

(2) 呉市教育大綱の策定

呉市は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行され、教育大綱を定めることが義務づけられたことを受け、総合教育会議において協議・調整を行い、平成28年3月に、平成28年度から令和2年度までの5年間を期間とする「呉市教育大綱」を定めました。

(3) 呉市長期総合計画と呉市教育大綱の関係

地方公共団体において、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その目標や施策の根本となる方針部分が大綱に該当すると位置付けることができる旨が国から示されています。

呉市では、各種計画の最上位計画であり、長期的かつ総合的な市政の計画的運営の指針となる、令和3年度からの10年間を計画期間とする「第5次呉市長期総合計画」を策定しています。

同計画は、呉市の将来都市像とその実現に向けた政策分野ごとの目指すべき姿を示す「基本構想」と、計画期間中における将来都市像の実現に向けた八つの政策分野ごとに施策をまとめるとともに、国の政策や全市的に取り組まなければならない課題などへの対応を示した「基本計画」などで構成されています。

第5次呉市長期総合計画で示される目指すべき姿や、施策の方向、主な取組の部分が、教育大綱において示すべき内容であると考えられることから、呉市第5次長期総合計画の基本構想の政策分野である「子育て・教育分野」及び「文化・スポーツ・生涯学習分野」を令和3年度からの新しい呉市教育大綱に位置付けることとした。

(4) 計画期間

今期の呉市教育大綱の計画期間は、「第5次呉市長期総合計画」の基本計画を前期（令和3年度～令和7年度）・後期（令和8年度～令和12年度）に分けて策定することから、前期の基本計画との整合性を図るため、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

2 目標

若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち

妊娠から出産・子育てまで、子ども一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援とともに、市民・地域・企業などが一体となって、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

また、幼稚園や保育所、家庭や地域社会における学びを通して、就学前の子どもの健康な心と体や、未来を創り出す力、小学校につながる教育の基礎を培い、全ての子どもの健やかな育ちを支えます。

学校教育においては、呉市が全国の先陣を切って取り組んできた小中一貫教育を基盤として、子どもたちが自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、自ら学び、育つことで、チャレンジ精神を持ちながら自らの意思と力で生き方を選択し、新たな価値を創造することができる人材となるための教育を実施します。

また、支援を必要とする児童・生徒はもとより、全ての子どもたちが、安全・安心に学ぶことができる教育環境を整えます。

これらにより、若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまちを実現します。

文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち

多くの市民が、音楽や美術などの文化芸術に触れる機会を創出するとともに、地域の中で育まれた文化財や伝統文化等を後世に伝えていく取組を支援することにより、魅力ある文化芸術があふれるまちづくりを進めていきます。

スポーツ分野においては、一人ひとりのニーズやライフステージに応じて、誰もが趣味や健康づくりなどの目的をもって、スポーツに親しむことができる機会を創出していきます。あわせて、全国規模の大会などで活躍することができる選手が育つ環境を整えるなど、競技スポーツの振興を進めていきます。

また、子どもから大人まで、市民一人ひとりが自らの学ぶ意欲を満たし、あらゆる機会にあらゆる場所で学び、生き生きと活動できる環境を整えていきます。

これらにより、誰もが文化芸術やスポーツに親しむことができ、また、生涯を通じて学ぶことができるまちを実現します。

3 各分野における施策・取組

学校教育の充実

1 現状・課題

- (1) 子どもたちがこれからの新しい時代を切りひらいていけるよう、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造する力など、子どもたちの未来につながる資質・能力を伸ばす教育に取り組む必要があります。
- (2) 障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応した指導・支援を充実していく必要があります。
- (3) I C T 等の進歩や英語教育など時代に応じた学びを支える環境を整備することで、それらを社会で活用できる児童・生徒を育成する必要があります。
- (4) 高等学校教育では、地域社会のニーズや生徒の興味・関心が多様化するなど、様々な課題が複雑化、高度化する先行き不透明な社会において、力強く生き抜き、社会に貢献する人材を育成する教育に取り組む必要があります。
- (5) 安全・安心への関心が高まる中、学校施設の老朽化対策や設備の充実等の環境整備を進める必要があります。
- (6) 家庭環境など様々な要因により支援を必要とする子どもたちを支えるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい取組を行う必要があります。
- (7) 子どもたちの尊厳と生命を守るため、いじめや暴力行為を防止する必要があります。
- (8) 頻発化する自然災害に対する防災意識の向上が課題となっています。

2 施策と取組

(1) 義務教育の充実

① 施策の方向

小中一貫教育を基盤とし、幼児教育から義務教育、高等学校教育等につながる系統的な教育活動を重視するとともに、Society5.0時代における創造性を育み、一人ひとりに個別最適化された学びへの I C T の積極的な活用や情報活用能力を高める学び、英語教育、豊かな心と体を育てる体験活動などを推進し、家庭や地域社会と連携しながら、自らが学び、育つことで子どもたちの生きる力を育む義務教育の充実を図ります。

障害のある子どもの社会的な自立や社会参加に向け、障害の種別、程度、発達段階などに応じた専門的な指導・支援の充実を図ります。

② 主な取組

ア 幼児教育・保育の充実

保育サービスの充実や教育・保育人材の確保、義務教育とつなぐ幼児教育の推進など

イ 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進

小中一貫教育の推進、幼児教育との接続カリキュラムに基づく教育内容づくりの推進、地域や市内外の高等教育機関等の「人・もの・こと」を活用した教育の活性化など

ウ 特別支援教育の推進

指導員・指導補助員の派遣、専門家による教育相談など

エ I C T を活用した教育の推進

学校 I C T 環境の充実、タブレットを活用した教育の推進、新型コロナウィルス感染症に対応したオンライン授業など

オ 英語教育の推進

外国人講師や加配講師による英語指導、中学校教員が小学校に乗り入れての英語授業など

カ 豊かな心と体を育てる体験活動の充実

ふるさと文化探訪などによる郷土を愛する心の育成、文化芸術体験やトップアスリートの派遣など

(2) 高等学校教育の充実

① 施策の方向

呉市立呉高等学校において、生徒個々の希望と適性に応じた学びを推進とともに、地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識を高めるための教育活動を広汎に展開します。こうした実践を通じて、持続可能な社会の担い手として、新たな価値を生み出す力を磨く、総合学科の特色を生かした高等学校教育の充実を図ります。

② 主な取組

ア 総合学科の特色を生かした教育の推進

多様な科目選択による学際的な学びの展開、E S D ・ S D G s を基軸とした教育内容づくりの推進、I C T 機器を活用したより探究的な学習の充実や個別最適化された学びの実現、情報活用能力の向上の推進など

イ 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進

部活動・学校行事の充実による自主性・自立性の育成、ボランティア活動への積極的参加による社会貢献の意識の醸成など

(3) 安全・安心な教育環境の充実

① 施策の方向

学校施設の老朽化対策や改良を計画的に進めるとともに、登下校時の安全確保や就学支援、通学支援などに取り組むことにより、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

いじめや暴力行為、不登校などを防止するため、教育活動を通じて豊かな情操や道徳心を培うことや、早期発見・早期対応の体制の充実などの対策を総合的かつ効果的に推進します。

「自分の命は自分で守る」力を育成するために、防災教育を推進します。

② 主な取組

ア 安全・安心な環境整備と就学支援

学校施設の長寿命化等の安全・安心な教育環境づくり、登下校時の安全確保、経済的に困っている家庭への就学支援、遠距離等通学に対する支援、母国語通訳による支援など外国籍の子どもの受入体制の充実など

イ いじめなどの問題行動や不登校への取組

スクールカウンセラーの派遣や適応指導教室の運営など

ウ 防災教育の推進

「呉市学校防災週間」における学校行事、「呉市防災教育のための手引き」を活用した授業など

文化の振興

1 現状・課題

- (1) 値値観の多様化や余暇の拡大などを背景に、心の豊かさを求める人が増える中、日常生活に潤いをもたらし、人と人との交流を生む文化芸術の役割は重要性を増しています。市民が日常的に文化芸術に触れることのできる機会の創出や、多様な市民の文化芸術活動を育む環境をつくることが求められています。
- (2) 文化財や伝統文化は、地域のアイデンティティを形成するものとして重要性を増しています。市民が郷土の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、地域全体で保存・活用を推進し、次世代に継承していくことが求められています。

2 施策と取組

(1) 文化芸術の振興

① 施策の方向

拠点文化施設等における優れた文化芸術の公演や、市民文化団体の活動支援を行うなど、市民の文化芸術に対する関心の向上と鑑賞・体験機会の充実を図ることで、魅力ある文化芸術がまちにあふれ、文化芸術が市民生活に潤いをもたらす環境を整えていきます。また、デジタルアーカイブを構築・活用することで、オンラインで文化芸術に親しめる機会の創出にも取り組みます。

② 主な取組

ア 質の高い文化芸術に触れる機会の拡充

美術館での展覧会、文化ホールでのコンサート、シビックモール潤いコンサートなど

イ 市民の文化芸術活動への支援

文化団体連合会への支援など

ウ 拠点文化施設の適切な維持管理と機能充実

美術館・文化ホールの適切な維持管理、施設整備、機能充実など

(2) 文化財の保存・活用

① 施策の方向

文化財保存活用地域計画を策定し、これに基づいて、郷土の歴史や文化を学ぶことのできる文化財や伝統文化を貴重な地域資源として適切に保存し、途切れることなく継承していきます。あわせて、市民、民間団体等と連携し、地域の歴史的魅力度である日本遺産やユネスコ『世界の記憶』などを積極的に情報発信することで、文化財の適切な保存と積極的な活用による地域の活性化を図ります。

② 主な取組

- ア 文化財保存活用地域計画の策定
- イ 文化財の保存と伝統文化の継承
 - 文化財の調査・指定・保存整備、学校教育での学習機会の充実、民俗芸能を継承する地域活動への支援など
- ウ 文化財を活用した地域振興
 - 日本遺産、ユネスコ『世界の記憶』等の積極的な情報発信など
- エ 御手洗伝統的建造物群保存地区のブラッシュアップ
- オ 歴史資料の整理・活用の推進

スポーツの振興

1 現状・課題

- (1) 健康意識の高まりや余暇の過ごし方の変化に伴い、スポーツに対する市民ニーズが多様化しています。一人ひとりのライフスタイルやライフステージに応じたスポーツ活動に取り組める環境を整えていく必要があります。
- (2) 娯楽の多様化により、子どもたちの興味や関心は広範囲に分散するとともに、少子化によって子どもの競技人口は減少傾向にあります。競技スポーツを振興していくため、未来を担うトップアスリート人材の発掘や育成を行っていく必要があります。
- (3) 老朽化したスポーツ施設の設備やトレーニング機器等は、利用者のニーズに十分に対応できない状況にあります。施設を快適に利用できるよう、設備や機能の充実を図り、サービスの向上に取り組む必要があります。

2 施策と取組

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

① 施策の方向

一人ひとりのニーズやライフステージに応じて、誰もが目的に応じたスポーツに取り組める機会を創出するため、大学や総合型地域スポーツクラブ等との連携を強化し、指導者の確保・育成に取り組みます。

トップアスリートとの連携により、子どものスポーツ活動環境の充実を図り、ジュニアスポーツの活性化を推進します。

② 主な取組

ア 生涯スポーツの推進

生涯スポーツ・健康づくりの機会の創出、参加しやすい講習・研修会の開催など

イ 総合型地域スポーツクラブ等との連携強化・機能充実

各種大会・教室の開催、スポーツ推進委員による適切な指導・助言、各種スポーツ指導者の養成・確保支援など

ウ ジュニアスポーツの活性化

トップス広島等に所属するトップアスリート等による体育授業、運動部活動等での講話・専門的な実技指導など

(2) 競技スポーツの振興

① 施策の方向

大学が有する専門知識や先端技術、トップアスリート人材を活用することで、より効果的な児童・生徒のスポーツ能力の向上、多様なニーズに対応できる質の高い指導者の育成と指導力の向上に取り組みます。

様々なスポーツ大会等を誘致し、トップレベルのスポーツに触れる機会を充実することで、その魅力を伝え、競技人口の増加を図ります。

② 主な取組

ア トップアスリートの計画的育成

子ども及び指導者の大学合宿への派遣、中学校運動部活動への講師招へいによる技術指導など

イ 「観る」機会の充実

プロ野球、バレーボールVプレミアリーグ及びプロバスケットボールBリーグの試合誘致など

(3) スポーツ環境の整備

① 施策の方向

呉市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の特性や地域の実情、利用実態等を踏まえ、利用者のニーズに応じた設備の整備と機能の充実によるサービスの向上に取り組みます。

公益財団法人呉市体育振興財団等のスポーツ団体と連携した魅力的なスポーツイベントなどを開催するとともに、気軽に情報を得ることができる呉市のスポーツ情報ポータルサイトの開設など総合的な情報発信にも取り組みます。

また、若者に人気のあるアーバンスポーツの環境整備にも取り組みます。

② 主な取組

ア 施設の計画的整備

イ スポーツイベントの開催・情報発信

スポーツ情報ポータルサイトの開設など

ウ 競技団体の活性化

競技団体への支援など

生涯学習の推進

1 現状・課題

- (1) 値値観の多様化や働き方の変化などに伴い、学習に対するニーズも多様化しています。市民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かで生き生きと生活することができるよう、それぞれのニーズに応じた自主的な学びの場を提供していく必要があります。
- (2) 地域コミュニティの希薄化や家庭を取り巻く環境が変化する中、社会教育が果たす役割は、これまで以上に重要になっています。社会教育環境を充実させるため、多様な主体との連携強化や、情報化社会の進展等に伴い多様化する学習ニーズへの対応が求められています。

2 施策と取組

(1) 生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興

① 施策の方向

市民の生涯にわたる学びを支援するため、生涯学習センター等における市民一人ひとりの学習ニーズに合わせた講座の開催や、自主サークル活動の支援、リカレント教育を促進することで、一人ひとりの学ぶ意欲を満たし、誰もが生涯にわたって自ら学び、生き生きと活動することができる環境を整えます。

また、社会教育活動に取り組む団体に対し支援を行うとともに、未来を担う人材の健全育成に関する取組を通じて、社会全体の教育力の向上を図り、健全で明るい社会を実現します。

② 主な取組

ア 生涯学習推進体制の充実

生涯学習センター等での講座開設など

イ 市民の生涯学習・社会教育活動への支援

自主サークル活動や社会教育団体等への支援など

ウ リカレント教育の普及・啓発

エ 家庭における教育力の向上と青少年の健全育成

「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を活用した講座の実施など

オ 図書館の充実

電子図書館サービスの導入など図書館機能の充実・向上による快適な読書環境の提供など

【参考資料】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

(大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

- 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講すべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講すべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。